

令和6年第2回 飯塚市議会会議録第1号

令和6年6月12日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第1日 6月12日（水曜日）

第1 開 会

第2 会期の決定

第3 職員の不祥事について

第4 行政報告

第5 常任委員会中間報告

1 総務委員会中間報告（質疑）

（1）入札制度について

（2）情報公開について

2 福祉文教委員会中間報告（質疑）

（1）図書館について

（2）虐待の予防事業について

3 協働環境委員会中間報告（質疑）

（1）自然環境保全対策について

4 経済建設委員会中間報告（質疑）

（1）産業振興について

第6 議案の提案理由説明

1 議案第53号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）

2 議案第54号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

3 議案第55号 飯塚市市長及び副市長の給料の支給の特例に関する条例

4 議案第56号 飯塚市税条例の一部を改正する条例

5 議案第57号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例

6 議案第58号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

7 議案第59号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

8 議案第60号 土地の取得（筑穂地域工業団地造成用地）

9 議案第61号 土地の取得（鯉田地区遊水池用地）

10 議案第62号 財産の取得（消防ポンプ自動車）

11 議案第63号 市道路線の廃止及び認定

12 議案第64号 市道路線の認定

13 議案第65号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第1号））

14 議案第66号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））

15 議案第67号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（江口 徹）

これより令和6年第2回飯塚市議会定例会を開会いたします。

「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月27日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月27日までの16日間とすることに決定いたしました。

市長から「職員の不祥事について」発言をしたい旨の申出がっておりますので、これをお受けいたします。武井市長。

○市長（武井政一）

このたび、各種関係団体の経理に関し、本市職員による不祥事が起こりましたことに対しまして、市民の皆様並びに当該団体をはじめとする関係者の皆様に、心よりおわびを申し上げます。

本件は、経済部に事務局を置く飯塚市筑前茜染協議会の会計事務において、協議会の事務局職員を兼ねる課長補佐級の職員が、令和4年度から令和5年度にかけて、請求書の偽造等を行い、10件、452万5940円の不正な引き出しを行ったものでございます。

関係職員の処分につきましては、人事諮問委員会に諮問の上、去る3月29日付で、当該職員は懲戒免職、管理監督職員は減給及び戒告の処分を申し渡しております。

再発防止に向けましては、当該部署においては、速やかに不適切な事務の是正・改善を行うように指示をいたしました。また、全幹部職員に対し、適正な管理監督を行うよう指示するとともに、全職員に対しても、「綱紀の厳正な保持について」及び「公金等現金の管理について」を文書通知することと併せて、各種関係団体の経理の取扱い状況の調査を行い、事務の適正化を徹底するよう指示をしております。

このような事態となりましたことを重く受け止め、市民の皆様の信頼回復に向け、職員一丸となって、綱紀粛正の徹底を図ってまいります。本件により行政への信頼を著しく損なうこととなりましたことに対し、深くおわびを申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ただいまの市長の発言につき、質疑を求める動議を提出します。

○議長（江口 徹）

ただいま提出されました動議の賛成者は、ご起立願います。

（起立）

賛成者が所定数に達していませんので、動議は不成立となりました。

「行政報告」に入ります。武井市長。

○市長（武井政一）

本日ここに、令和6年第2回市議会定例会を招集するに当たり、3月以降、本日までの事務事業の概要を報告し、審議の参考に供したいと存じます。

まず、総務部について報告いたします。

交通安全につきましては、「春の交通安全県民運動」の一環として、4月6日から4月15日まで、地域住民、ボランティアほか関係者による早朝街頭指導を実施し、通園、通学中の児童・生徒などに対する交通安全指導を行いました。

次に、市民協働部について報告いたします。

「天皇杯・皇后杯 飯塚国際車いすテニス大会」が、4月9日から14日までの日程で開催され、連日トップアスリートによるハイレベルな熱戦が繰り広げられました。大会運営についても、多くの市民ボランティアに参加いただき、約1万人が来場されました。

また、4月20日、21日には、昨年、飯塚市総合体育館落成記念イベントとして開催し好評を得た、高校男子バスケットボール強豪校4校による「飯塚カップ」を開催し、2日間で約4600人が来場されました。

次に、市民環境部について報告いたします。

地球温暖化対策の一環としまして、各家庭における「緑のカーテンエコプロジェクト」の普及啓発のため、市民400名に対しゴーヤの苗を配布しました。

次に、経済部について報告いたします。

4月1日から始まった大型観光キャンペーンである「福岡・大分デスティネーションキャンペーン」に併せ、旧伊藤伝右衛門邸において6月30日までの期間、「座敷雛」と「座敷戦場絵巻」を同時に展示した特別企画展を開催しています。

また、5月23日に麻生大浦荘において、「第35期女流王位戦五番勝負第3局」の対局が開催され、前日に前夜祭を市主催で開催し、95名の参加がありました。

昨年8月から西鉄バス株式会社が自主運行しております、市内商業施設を回る周遊バス「まちなかおかいものゴー」のラッピング記念出発式を、本庁舎前駐車場において、3月30日に行いました。ラッピングは、バスの運行ルート沿線の小学生の意見を基に、市立図書館のマスコットキャラクター「ぼたぼん」をデザインしたものとなっています。

いづつかプレミアム応援券につきましては、6月1日からQRコード付カード版とスマートフォン版の2種類の電子応援券の申込みを受け付け、8月1日から販売を開始いたします。

「グローバル人材育成研修事業」につきましては、3月22日から29日までの8日間の日程で、研修生20名、引率者4名が、サニーベール市において、ホームステイや学校訪問を通じて交流を深め、友好の絆をさらに深めることができました。また、5月12日に帰国報告会を開催し、80名の参加者の前で、研修生自らが実際に体験して感じた日本とアメリカとの違いなどについて発表しました。

次に、こども未来部について報告いたします。

5月18日に、ゆめタウン飯塚において、一般社団法人飯塚青年会議所と飯塚市、嘉麻市、桂川町の4団体で「こどもはこのまちの未来だ！宣言」事業の実施に関する連携協定を締結いたしました。本協定締結により、連携団体と相互に協力し、事業を進めてまいります。

多子世帯への負担軽減策として、保育所、こども園、幼稚園及び届出保育施設に通う第2子以降の保育料の無償化を4月1日から実施しています。

また、4月1日に、楽市保育所及び平恒保育所の統合により新設した穂波東保育所が、整備工事の完了した新園舎での保育を開始しました。

次に、福祉部について報告いたします。

3月10日にコミュニティセンターにおきまして、「飯塚市手話フェスティバル」を開催しました。約150人が参加し、手話スピーチ発表会や手話言語啓発映画「咲む」の上映を行いました。

飯塚病院及び飯塚急患センターにて診療していました飯塚医療圏の小児一次救急医療は、「飯塚市立病院小児科休日・夜間診療」として4月から診療を開始しました。未開設時間については、

「#8000」の利用を含め、今後も圏域住民への周知を継続し、地域医療の整備を進めてまいります。

物価高騰により生活に影響を受けている、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯約2540世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付金を支給しました。また、令和5年度住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯のうち、子育て世帯約1850世帯に対し、18歳以下の児童1人当たり5万円のこども加算給付金を支給しました。

次に、都市建設部について報告いたします。

飯塚市防災（浸水）対策基本計画に基づき整備を実施しておりました水江雨水ポンプ場及び下三緒排水ポンプ場への導水路が本年3月末に完成いたしました。今後は、川津・柏の森・下三緒地区において浸水被害の軽減が図れることとなります。

また、引き続き実施しております浸水対策の事業箇所につきましても、完成に向け工事を進めてまいります。

次に、教育委員会について報告いたします。

市立小学校の修学旅行につきましては、目的地を佐賀・長崎方面とし、5月16日から6月5日にかけて12校が実施いたしました。また、市立中学校の体育会につきましては、5月18日と19日に中学校全校で実施し、市立小学校の運動会につきましては、6月1日に小学校1校で実施いたしました。

「飯塚新人音楽コンクール」は、5月3日から5日まで、コスモスコモンで予選が行われました。本年度は、ピアノ部門に53名、声楽部門に43名の参加があり、ピアノ部門で15名、声楽部門で15名が選出され、6月2日の本選において入賞者が決定されました。

県指定史跡「川島古墳」・「小正西古墳」において、4月20日から2日間、周辺市町と連携した「遠賀川流域の古墳同時公開事業」を実施し、市内外から多くの見学者が訪れました。

4月21日に、飯塚市子ども会指導者連絡協議会と協力して、「飯塚市子どもまつり」を開催し、会場のコミュニティセンターは、約1千人の来場者でにぎわいました。

終わりに、企業局について報告いたします。

4月1日より、水道料金及び下水道使用料の支払いにつきまして、PayPay、LINE Pay、PayBの3種類によるスマートフォン決済サービスを開始いたしました。

下水道事業につきましては、鯉田地区污水管渠布設（1工区）工事を発注し、着工しております。

以上が、3月市議会定例会以降、本日までの事務事業の概要であります。

本定例会に提案申し上げます案件は、補正予算議案1件、条例議案6件、人事議案1件、専決処分の承認議案4件、その他の議案5件、報告9件であります。

それぞれの議案は上程されました都度、担当者に説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。行政報告を終わります。

○議長（江口 徹）

常任委員会の中間報告を議題といたします。

「総務委員長の報告」を求めます。17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

総務委員会に付託を受けています調査事件2件について、中間報告をいたします。

「入札制度について」は、執行部から、「競争入札について」の資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、飯塚市建設工事請負指名運用基準で業者の選考の順位を原則として定めているが、どのような理由で定めているのかということについては、市内業者の育成及び市内経済を回すという観点から、市内業者が受注可能な工事は市内業者に発注することを原則として定めているという答弁であります。

次に、業者選考順位の第3順位に準市内業者とあるが、この準市内業者が入札に参加するケースはどのくらいあるのかということについては、基本的に市内業者に発注するため、準市内業者に発注することは年間数件程度しかないという答弁であります。

この答弁を受け、経済を回すという観点では準市内業者も貢献していただけるので、ある程度の配慮は必要ではないかという意見が出されました。

次に、手持ち工事がある業者は入札に参加できないというルールはどのような理由から設定しているのかということについては、できるだけ多くの業者に受注していただくことが市内業者の育成につながるという観点から、受注機会を増やすために設定しているという答弁であります。

次に、工事によっては、特例として手持ち工事の取扱いルールに縛られない取扱いをすることがあるが、どのような場合に特例とするのかということについては、年度当初に当該年度の公共工事の発注見通しを公表しているが、発注見込件数や発注時期を勘案し、例えば入札業者が1者未満になるなどのおそれがある場合には、公共工事を適切に行うため、特例とすることとしているという答弁であります。

この答弁を受け、工事を特例とする場合は、特例とすることだけを通知すると混乱を招くことがあるので、今後は特例とする理由まで業者に通知してほしいという意見が出されました。

次に、旧潤野小学校解体（その1）工事における業者選考の流れはどのようなになっているのかということについては、当該工事は設計金額が7千万円以上のため、飯塚市建設工事指名競争入札参加者指名基準に基づき、特定建設業の許可を持っている業者から選考することとなったが、解体工事を第1希望とする市内業者の中で、特定建設業の許可を持っている業者が1者のみであった。これにより、飯塚市建設工事請負指名運用基準に基づき、当該工事では競争の確保を図るため7者以上を指名する必要があることから、不足する業者については、解体工事を第2希望とする業者から指名回数の少ない総合点数の上位業者から6者を選定し、合わせて7者を選考したという答弁であります。

次に、令和6年度の入札・契約制度の改正点について、建設工事指名競争入札参加者指名基準の特定建設業許可を条件とする設計金額の見直しと変動型最低制限価格算定方法の見直しについては本市ホームページに掲載しているが、そのほかに変更したものは何があるのかということについては、建設工事請負指名運用基準と工程表の提出期限を変更している。業者に影響を及ぼす変更点についてはホームページで周知を行っているが、建設工事請負指名運用基準については業者選考の方法を変更しているもので、特に業者に影響を及ぼすものではないため周知していない。また、工程表の提出期限の変更については工事請負約款を変更しており、約款の公表に合わせ、契約締結の際に説明を行っているという答弁であります。

この答弁を受け、入札・契約制度の変更点の周知は、告示やホームページへの掲載だけでは不十分だと考える。登録業者にメールを送信するなどの方法で、周知が行き届くよう改善すべきだという意見が出されました。

次に、「情報公開について」は、執行部から、「飯塚市情報公開の運用状況」の資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、飯塚市情報公開条例第7条において、公開請求があった文書が非公開とする情報に該当しない限り、基本的に公開しなければならないとしているが、非公開とする情報とはどのようなものかということについては、特定の個人が識別される情報、法人等に関する情報であって、開示することにより当該法人等の競争上の地位、その他正当な利益が著しく損なわれる情報、行政運営に関する情報であって、公開することにより事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報及び法令の規定により公開することができないとされている情報を非公開としているという答弁であります。

次に、近年、本市が行った非公開または部分公開の決定に対して、請求人がその決定に納得がいらず審査請求を行った事例はあるのかということについては、過去5年間で3件の審査請求が

あっている。諮問機関である情報公開審査会での審査の結果、いずれも部分公開の決定内容に対し非公開決定は妥当ではなく、公開すべきとの答申を受けており、本市においても当該答申に沿った裁決を行ったという答弁であります。

次に、情報公開請求の対象文書を保管する各所管課は情報公開制度に習熟していないことが考えられるが、処分の適正化を確保するために行っている取組等はあるのかということについては、飯塚市情報公開条例解釈運用基準を基に適正な運用に努めている。また、情報公開制度の主管部署である総務課の職員が各所管課の担当者と適宜十分な協議をしながら、公開・非公開の決定判断を行っている。さらに、情報公開制度の理解を深めることを目的に、現在、全職員を対象に研修を実施しているという答弁であります。

次に、情報公開条例に「会議の公開」について規定されているが、会議の開催日をあらかじめ公開するような規定はあるのかということについては、特段、そのような規定はないという答弁であります。

この答弁を受け、会議を公開しても、その会議がいつ開催されるのかを周知しなければ公開の意味がないため、何かしら規定を設け、周知に努めてほしいという意見が出されました。

次に、「会議の公開」について、会議録は公開しているが会議資料が公開されていないことがある。会議資料がないと会議録を読んでも内容が分からないと思うが、何か規定はないのかということについては、会議録についての規定はあるが、会議資料についての具体的な規定はないという答弁であります。

この答弁を受け、会議開催日の公開や会議資料の公開に加え、会議録の作成期限の設定や会議録の作成方法についても、規定の改正を行ってほしいという意見が出されました。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

「福祉文教委員長の報告」を求めます。24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

福祉文教委員会に付託を受けています調査事件2件について、中間報告をいたします。

「図書館について」は、執行部から、「公共図書館のDX推進に係る取組について」等の資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、庄内図書館は指定管理者が管理運営しているが、何年も2階が利用できない状況が続いており、施設の効用を最大限に発揮できていないのではないかということについては、2階は出入りに目が届かないため、通常は開放していない。早急に指定管理者と協議し、有効活用するための対策を検討するという答弁であります。

この答弁を受け、立入検査等を実施し、実際に現場を見たり、事業者の意見を聞いたりするべきではないかという意見が出されました。

次に、現在、穂波図書館は1階のみが指定管理で、今後、子ども図書館として整備した場合は2階も図書館となるが、指定管理の対象はどのようになるのかということについては、子ども図書館を整備した際は、1、2階いずれも指定管理とするように、改めて指定管理者と協議を行いたいと考えているという答弁であります。

次に、図書館で借りた図書資料の返却はどの図書館でも可能だが、図書資料はどのように元の図書館に戻っているのかということについては、毎日、配本車が5館を巡回しており、元の図書館に返却しているという答弁であります。

この答弁を受け、図書館が近くにない地域のために、交流センターで図書資料の貸出しや返却ができるような活用策を見いだしてほしいという意見がありました。

次に、子ども図書館整備等検討委員会の委員に指定管理者の社員である市立図書館の館長が任命されているのは、どのような理由なのかということについては、実際に図書館を管理運営している立場から意見を聞くためであり、指定管理者の募集の際の仕様書の中にも、子ども図書館の整備に関する企画運営への支援を記載しているという答弁であります。

次に、図書館の館長はどのように選任されるのかということについては、図書館条例施行規則では、「指定管理者に管理を行わせる場合は『指定管理者が選任した館長』と読み替えるものとする」という規定があり、館長は指定管理者である図書館流通センターが選任した社員であるという答弁であります。

次に、図書資料の発注はどのように行っているのかということについては、各図書館で選書に当たる専任のスタッフがおり、館長をはじめスタッフの意見をこの専任のスタッフが取りまとめた後、選書を行い、各図書館で発注しているという答弁であります。

次に、図書館利用者カードの番号を利用し、オンラインで貸出し予約等ができるということだが、利用状況はどのようになっているのかということについては、令和5年度は約1万9300件の実績があり、周知活動を行うことで、さらに増加すると考えているという答弁であります。

次に、「虐待の予防事業について」は、執行部から、「アウトリーチ型支援の虐待等の予防事業について」の資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、アウトリーチ型支援とはどのようなものなのかということについては、通報や連絡のあった家庭等に、保健師や助産師、家庭児童相談員などが訪問し、専門的相談支援、もしくは家事支援等を行っている。それぞれのケースで、取り巻く関係者や社会資源等を組み合わせ、工夫しながら粘り強く対応し、他の福祉事業等につなげていくなど、その家庭の困り感の軽減や解消に取り組んでいるという答弁であります。

次に、市単体ではなく社会的なリソースをもっと活用すべきと考えるが、今年度新たに始める事業はどのようなものがあるのかということについては、公立保育所を巡回する子どもの権利擁護事業の実施や、通常型のファミリーサポートセンター事業に加え、緊急サポートセンターを開設していくという答弁であります。

次に、子どもの居場所づくり支援事業として、子ども食堂は何か所開設することを目指しているのかということについては、まちづくり協議会がある12地区に各地区1か所以上の開設を目指し、コーディネーターの委託事業者とともに研修会等を実施しているという答弁であります。

この答弁を受け、成り手不足や、キッチンスペースの確保といった問題があると思うが、青年会議所や商工会等の各種団体と連携することで柔軟な広がりが期待できると考えるという意見がありました。

次に、ヤングケアラー・支援対象児童等訪問支援事業について、3人の登録者がいるということだが、どのようにして登録されたのかということについては、令和5年度にヤングケアラー相談支援員を配置し、市内の小学校・中学校・高校を訪問し、周知活動を行った。その際の情報提供を基に支援員が家庭訪問等を行い、家族との話し合いの後、登録につながったものであるという答弁であります。

次に、体制強化のため、どのようなことを行ったのかということについては、要保護児童対策地域協議会では、実務者会議をこれまで3か月に1回の開催としていたものを2か月に1回の開催へと強化した。また、家庭児童相談室においては、1人で対応するケースがあったが、社会福祉士をリーダーとした班によるチーム対応を行うなどの強化を図っているという答弁であります。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

福祉文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

「協働環境委員長の報告」を求めます。16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

協働環境委員会に付託を受けています調査事件1件について、中間報告をいたします。

「自然環境保全対策について」は、執行部から、「(仮称)飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例 骨子(案)」の資料提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、骨子(案)が条例として施行された場合、自然環境保全条例との整合性はどのように考えているのかということについては、この条例が施行された場合は、自然環境保全条例の届出の対象としている事業から、この太陽光発電事業を除く形での改正を行う必要があるという答弁であります。

次に、令和7年4月1日からの施行を予定しているが、今後のスケジュールについてどのように考えているのかということについては、本委員会での議論の進行状況によって変わるものと認識しており、仮に令和7年4月1日に施行するためには、今後、規則等の作成作業、市民の皆様や事業者の方への周知のための期間を設ける必要があることから、9月議会に条例案を提案したいと考えているという答弁であります。

次に、4月11日開催の飯塚市自然環境保全対策審議会で、この骨子(案)に対して委員からどのような意見があったのか。また、その意見はどのように骨子(案)や条例に反映されるのかということについては、主な意見として、禁止区域や抑制区域の設定の仕方、説明会の在り方、協定書の在り方などについて意見があった。委員からいただいた意見については、どのように条例案に反映させるかを検討した上で、協働環境委員会に諮り、ご意見をいただく形で進めたいという答弁であります。

次に、事業計画の届出について、敷地面積1千平方メートル以上と規定されているが、ワット数での規定は考えていないのかということについては、この条例制定の目的は、災害の発生を防止して、市民の生命及び財産の保護であり、森林等の伐採や切土・盛土などの一定の開発行為が、災害発生などの主な要因になるため、面積での規定を考えている。また、本市の自然環境保全条例においても1千平方メートルを届出の対象と規定していることから、今回、同じ面積での規定を考えているという答弁であります。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

協働環境委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。協働環境委員会では、太陽光発電設備に関して審査があつておりますけれども、その要点として、禁止区域・抑制区域が第1、説明会が第2、協定書の締結が第3というようなポイントの説明があつて議論したというような報告でした。そこで、特に3番目の協定書の締結について、どういう審査があつたのかと思うわけです。

本市の自然環境保全条例は協定の締結について、第13条で、「事業者は、事業活動に関し、周辺住民から生活環境を保全するための協定の締結を求められたときは、その締結に努めなければならない。」という規定です。第2項で、「市長は、前項の協定の締結に関し、双方又は一方から調整の申出があつたときは、これを行うものとする。」とあるわけです。御承知のように、白旗山のメガソーラー、ノーバル・ソーラーをめぐる、紳士協定と呼ばれているものが、事業者と幸袋まちまちづくり協議会の間で結ばれた。追って、緑ヶ丘自治会が事業者との協定締結を求めて、第13条第2項に基づき、市長が調整を行うように申し出たのに対して、本市はこの条例があるにもかかわらず、既に幸袋まちまちづくり協議会が協定を結んでいるのであるから、市長はこれを行わないという答弁を、片峯前市長が議場で行い、その立場を今も持っておるわけですね。そうした中であつて、市が、今準備している条例の素案においては、協定の締結をしなけ

ればならないという義務規定だけを強調しておるのか、この辺について、考えれば、飯塚市には、この協定締結に関しては、この項目を挙げる資格があるのかと。自らが現在の自然環境保全条例第13条第2項に基づく役割を無視・放棄している中で、新しい太陽光に関する条例の素案において、協定締結を義務だとする資格はあるのかというような議論は、会議録を見る限り、一部あったようではありますが、もう少し説明してもらえませんか。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

すみません。暫時休憩をお願いしていいですか。

○議長（江口 徹）

質問の趣旨をもう少し明らかにということですか。川上議員、もう一度質問を分かりやすく、簡潔に言っていただけますか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

繰り返しになって恐縮ですが、既に、本市は自然環境保全条例があり、有効に機能しているわけですね。その中で先ほど言っている3点のうち、3点目の協定の締結については、先ほど紹介したような第1項、第2項があるわけです。ところが本市は、この第2項があるにもかかわらず、白旗山メガソーラー、ノーバル・ソーラーの関係においては、幸袋まちまちづくり協議会との間で事業者が既に紳士協定なるものを結んでいるということを理由に、まちづくり協議会の構成メンバーであると判断する緑ヶ丘自治会が協定の調整につき、市長に申入れをしたにもかかわらず、先ほど言ったような位置関係があるので、市長は調整をしないという態度を今もとっているわけです。その市長が同一人物ではありませんけれども、太陽光に関する条例を準備するに当たり、協定締結を努力義務ではなくて義務とするという立場をとっているわけですね。自然環境保全条例を無視するような態度をとっておきながら、この太陽光発電に関する条例の素案において、協定締結を義務づけるというようなことを言う資格があるのかと、立場があるのかという議論が協働環境委員会では行われた気配がありますが、もう少し詳しく説明いただけないかと、報告いただけないかということです。

○議長（江口 徹）

協定書についてどのような議論がなされたのかという形でよろしいですか。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

失礼しました。先ほど川上議員から質疑された内容に関するような審議は、委員会ではあっておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

会議録を見ると、今委員長が言われたような、全くないというようなことでもないと思うのですよね。

それで、メガソーラーの乱開発については、日本全国で大きな矛盾が幾つも出ているわけですが、本市においても白旗山関係のメガソーラーなど重大なことが起こってきたし、これからは起こる危険性があるわけですね。そこで、もともと本市が今準備している太陽光発電関係の条例の素案は、本市における住民の要求とか、願いと現実の矛盾から出発したものとなっていないところがあるのではないかと思うのだけど、この協定の締結につき、他の自治体でどういうふうになっているのかというような議論はあったし、本市も委員会において調査しますと言っているけれども、本市における協定の締結をめぐる動向について調査をすると、それを求めるというような審査はあっていないように思うけれども、どういう事情か、説明を追加で報告できますか。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

それはちょっと、できません。

○議長（江口 徹）

質疑はあってないということですか。16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

そういった質疑があっておりませんので、できません。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

「経済建設委員長の報告」を求めます。12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

経済建設委員会に付託を受けています調査事件1件について、中間報告をいたします。

「産業振興について」は、内野宿、筑穂地域工業団地、飯塚駅、栗尾工業団地及び飯塚オートレース場の現地調査を行い、審査いたしました。

審査の過程において、委員の中から、体育館でイベント等がある際には、相乗効果を狙い、体育館の利用客に対してオートレース場の食堂利用について案内することで、オートレース場とそこに入っている店舗の売上げ確保につなげるなど、商業振興の一環になると思うので検討してほしいという意見が出されました。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

経済建設委員長の報告に対して質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

「議案第53号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）」から「議案第68号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」までの16件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。久世副市長。

○副市長（久世賢治）

ただいま上程されました議案のうち、予算関連議案から提案理由の説明をいたします。

「議案第53号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）」につきましては、当初予算編成後に発生した事由により、早急に執行すべき経費を補正するものでございます。

「一般会計補正予算書」の3ページをお願いいたします。第1条で、後ほど、ご説明いたします令和6年5月20日専決後の歳入歳出予算の総額に3億3926万2千円を追加して、826億4452万円とするものでございます。

続きまして、議案番号が飛びますが、「議案第65号」及び「議案第66号」の専決処分の承

認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

「議案第65号」の「専決第5号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第1号）」につきましては、低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業に要する経費を補正するものでございます。

「令和6年5月20日専決」と記載しております「一般会計補正予算書」の3ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額に13億7425万8千円を追加して、823億525万8千円とするものでございます。

続きまして、「議案第66号」の「専決第6号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、令和5年度決算に伴う繰上充用に係る経費を補正するものでございます。

「令和6年5月31日専決」と記載しております「特別会計補正予算書」の3ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額に16億7483万5千円を追加して、243億4748万円とするものでございます。

以上で予算関連議案の説明を終わります。

続きまして、予算関連議案以外の議案について、ご説明いたします。

議案書3ページをお願いいたします。「議案第54号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

6ページをお願いいたします。「議案第55号 飯塚市市長及び副市長の給料の支給の特例に関する条例」につきましては、市職員による各種団体等現金（公金外）における横領事案の発生に伴い、市政の責任者である市長及び職員を統括する者として、その事務を担当する副市長の給料を減額するものでございます。

7ページをお願いいたします。「議案第56号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、新たな公益信託制度の創設に伴い、関係規定を整備するものでございます。

12ページをお願いいたします。「議案第57号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備するものでございます。

16ページをお願いいたします。「議案第58号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

20ページをお願いいたします。「議案第59号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

23ページをお願いいたします。「議案第60号 土地の取得（筑穂地域工業団地造成用地）」につきましては、筑穂地域工業団地造成用地として25万1522.27平方メートルを取得するもので、取得価格は1億9450万円でございます。

26ページをお願いいたします。「議案第61号 土地の取得（鯉田地区遊水池用地）」につきましては、鯉田地区遊水池用地として1万8817.85平方メートルを取得するもので、取得価格は1億6841万2684円でございます。

29ページをお願いいたします。「議案第62号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」につきましては、消防団の飯塚方面隊第1分団の消防ポンプ自動車を買換え、配備するもので、取得価格は2497万円、契約の相手方は株式会社福岡トーハツ北九州営業所でございます。

30ページをお願いいたします。「議案第63号 市道路線の廃止及び認定」につきましては、

道路改良工事に伴い1路線を廃止及び認定するものでございます。

33ページをお願いいたします。「議案第64号 市道路線の認定」につきましては、開発帰属、寄附採納及び飯塚駅周辺整備事業に伴い、10路線を認定するものでございます。

「議案第67号」と「議案第68号」の2件の専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

42ページをお願いいたします。「議案第67号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」につきましては、地方税法等の改正に伴うもので、主な改正内容としましては、定額減税関係では、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施するものでございます。固定資産税関係では、土地の負担調整措置について、現行の仕組みを3年延長すること等について規定するものでございます。

76ページをお願いいたします。「議案第68号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」につきましては、地方税法施行令の改正に伴い、後期高齢者支援金分の賦課限度額を2万円引き上げるもの及び均等割・平等割の減額対象範囲を拡大するもので、対象世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗じる金額を、5割軽減で5千円、2割軽減で1万円引き上げるものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりましたが、上程議案16件に対する質疑は、委員会付託に際して行いたいと思いますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時09分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 27名)

1番	江口	徹	15番	永末	雄大
2番	兼本	芳雄	16番	土居	幸則
3番	深町	善文	17番	吉松	信之
4番	赤尾	嘉則	18番	吉田	健一
5番	光根	正宣	19番	田中	博文
6番	奥山	亮一	20番	鯉川	信二
7番	藤間	隆太	21番	城丸	秀高
8番	藤堂	彰	22番	秀村	長利
9番	佐藤	清和	23番	小幡	俊之
10番	田中	武春	24番	金子	加代
11番	川上	直喜	26番	瀬戸	元
12番	田中	英美	27番	坂平	末雄
13番	田中	裕二	28番	道祖	満
14番	石川	華子			

(欠席議員 0名)

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二石 記人

議会事務局次長 上野 恭裕

議事総務係長 安藤 良

書記 林 里美

議事調査係長 淵上 憲隆

書記 宮山 哲明

書記 奥 雄介

◎ 説明のため出席した者

市長 武井 政一

経済政策推進室長 早野 直大

副市長 久世 賢治

都市建設部次長 中村 章

副市長 藤江 美奈

企業局次長 今仁 康

教育長 桑原 昭佳

企業管理者 石田 慎二

総務部長 許斐 博史

行政経営部長 福田 憲一

市民協働部長 小川 敬一

市民環境部長 長尾 恵美子

経済部長 兼丸 義経

こども未来部長 林 利恵

福祉部長 東 剛史

都市建設部長 大井 慎二

教育部長 山田 哲史

市民協働部次長 内田 博茂

公営競技事業所長 松尾 修二